

第70号議案

加東市給水条例の一部を改正する条例制定の件

加東市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市給水条例の一部を改正する条例

加東市給水条例（平成18年加東市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「給水装置の新設工事」の右に「(既に参加分担金を納入している者が各戸に個別メーターを新たに設置する場合を含む。)」を加え、同項第1号中「得た額」の右に「(既に参加分担金を納入している者が各戸に個別メーターを新たに設置する場合にあつては、当該共同住宅の戸数にメーターの口径に応じた別表第2に掲げる金額を乗じて得た額から既に納入した参加分担金の額を控除した額)」を加え、同条中第3項を削り、第4項中「参加分担金」を「前2項の参加分担金」に改め、「又は前項の規定により新たに給水を受ける際」を削り、同項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加東市給水条例第34条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の給水装置の新設工事、改造工事又は増設工事の申込みに係る参加分担金について適用し、施行日前までの当該申込みに係る参加分担金については、なお従前の例による。

第70号議案 要旨

加東市給水条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

共同住宅に設置する給水装置の工事の申込者が納入する加入分担金の要件を明確にするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

加入分担金の納入要件を改めること。（第34条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(加入分担金)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事_____</p> <p>_____、改造工事及び増設工事(共同住宅の戸数が増加したため必要となったものに限る。)の申込者は、前項の規定にかかわらず、次に定める額に消費税等相当額を加えた額を加入分担金として納入しなければならない。</p> <p>(1) 新設工事 当該共同住宅の戸数にメーターの口径に応じた別表第2に掲げる金額を乗じて得た額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 受水槽及びこれに直結する給水用具から新たに給水を受けようとする者は、前2項の規定を準用して得た額を加入分担金として納入しなければならない。</p> <p>4 _____加入分担金は、給水装置工事申込みの際又は前項の規定により新たに給水を受ける際納入しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(加入分担金)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事(既に加入分担金を納入している者が各戸に個別メーターを新たに設置する場合を含む。)、改造工事及び増設工事(共同住宅の戸数が増加したため必要となったものに限る。)の申込者は、前項の規定にかかわらず、次に定める額に消費税等相当額を加えた額を加入分担金として納入しなければならない。</p> <p>(1) 新設工事 当該共同住宅の戸数にメーターの口径に応じた別表第2に掲げる金額を乗じて得た額(既に加入分担金を納入している者が各戸に個別メーターを新たに設置する場合にあっては、当該共同住宅の戸数にメーターの口径に応じた別表第2に掲げる金額を乗じて得た額から既に納入した加入分担金の額を控除した額)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 前2項の加入分担金は、給水装置工事申込みの際_____</p> <p>_____納入しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>